

タイヤル族の里子慣行

山路勝彦

ここでの問題点は二つあって、いずれも子どもが危機的状況に陥ったとき、タイヤル族のマイリナフ地方の住民はどのような対策をとっていたのかという事柄をめぐってである。

人は親族関係の網の中で暮らしているかぎりは最低限の生活が保障されていようが、一度そうした網の目に亀裂が生じると悲惨な境遇に突き落される。たとえば、親を亡くしたり、あるいは配偶者を亡くしたり、おまけにそのとき老齢でしかも子どもがいないとなると、とたんに生活の面でも様々な支障を来たしてしまう。こうした面での対策をいかにマイリナフの住民がたてていたのか考えてみるのがここでの問題であり、とりわけ里子関係に焦点を当てて、冷たい立場に置かれた子どもの養育の問題を取り上げることによって、親族関係の一侧面について考えてみるのがここでの問題の第一点である。

さらに、子どもはいつも健やかに成長していくものではない。病気に見舞われたりして絶えず外から脅威にさらされているのであり、マイリナフの住民はそうした危機に呪術的に対抗してきた。その問題を第二点として、最後に取り上げてみよう。

1 記録資料にみる「奴婢」

大正年間に報告された『番族慣習調査報告書』には、タイヤル族の里子慣行、養子慣行について興味深い報告が記録されている。他人の子を養う慣行はタイヤル族ではよくみられ、その子は土地のことばで「キニャータヌ」と呼ばれるが、それについては次のように書かれている。すなわち〔臨時台湾旧慣調査会 1915：202〕、

一家ノ労働ニ使役スルカ為ニ他人ヲ買養スルコトアリ。之ヲ「キニャータヌ」ト称ス。「キ

ニャータヌ」ハ「クマヤッ」，即「養フ」ノ語ヨリ転化シタルモノニシテ被養者ト云フ義ナリ。

この「キニャータヌ」はだいたい四・五歳頃から、年をとっても二十歳以下の未婚者が対象とされ、田畠の耕作などに従事させる目的で迎え入れ、しかも売買によってその地位は生じるという。いったん身銭が支払われその身が買われると、生家との関係は完全に断絶してしまい、買取り家に組み入れられてしまうのだが、そこでの地位は極端に低い。実子と同等な権利・義務の関係が設定されないため、「キニャータヌ」は養子とは異なり、その地位は中国史にいう「奴婢」に比定されるものだと、積極的に主張する〔臨時台湾旧慣調査会 1915：202〕。

家産ヲ相続スル權ナク、且ツ養者ノ子ト兄弟姉妹ノ關係ヲ生セサルカ故ニ、養子ニ非ス。恰カモ支那法ニ於ケル奴婢ニ類似ス。故ニ之ヲ奴婢ト訳ス。

法的な権利・義務の関係を伴った親子関係が成立しない以上、「キニャータヌ」を養子と規定することができないという本書の説明は正しい。だがこの書物の著者は、さらに進んで奴婢という概念を適用する。中国史でいう「奴婢」とは奴隸の通称であって、「奴」は男の奴隸を指し、「婢」は女の奴隸を指すものとされているが、法制史家の説くところによると、中国のばあい、奴隸は財物と考えられ売買の対象となるけれども、ローマ古法やゲルマン古法の奴隸とは違って、財物を取得する権利を保持していたという。ただし、居住移転の自由はないし、公権享有の資格を欠いているという特徴はもっていた〔仁井田陞 1942：第8章〕。

細部の違いは問わないとしても、中国法における奴婢の概念を適用することが、タイヤル族のこ

の慣行を理解するのに果たして有効かどうか問題であるが、それはひとまずは描いておくとして、本書の説明をさらに追っていくこととしよう。「キニャータヌ」は主として経済的動機、たとえば貧困などの原因で取養され、労働力の供給という役割を負わせられているのだが、「主人」との関係は次の通りだと、同書はいう〔臨時台湾旧慣調査会 1915：203-4〕。

1 奴婢ハ家長ノ命令ニ服従シ、其使役ニ応セサルヘカラズ。

2 奴婢ノ婚嫁ハ家長ノ主婚ニ依ラサルヘカラス。

3 奴婢ハ家長ノ許可ナクシテ他ニ住所ヲ定ムルコトヲ得ス。

他人に買い養われたキニャータヌは、売買されたという事実とともに、これら三つの属性のために「奴婢」とされたのだが、彼らは「主家ノ家産ノ一部」をなしていると、同書は明確に言い切っている。すなわち〔臨時台湾旧慣調査会 1915：204〕。

1 之ヲ他ニ転売シ、或ハ贖身セシメタルトキハ其身価ハ主家ニ帰ス。

2 主家ノ家産カ相続ニ因リテ分割セラルル場合ニハ、奴婢モ亦相続人ノ協議ニ依リテ其帰属スヘキ家ヲ定メラル。

3 奴婢カ取得シタル財産ハ主家ノ家産ニ帰ス。但シ家長カ特ニ其私財タルコトヲ許シタルモノハ此ノ限ニ在ラス。

「キニャータヌ」の隸属的地位は、買われて育てられても養育者とは親族関係が成立せず、加えて財産の私有権を認められないことにあるのだが、その隸属の身分から解放されることもないわけではなかったようだ。引き続き、引用を試みると〔臨時台湾旧慣調査会 1915：205〕、

奴婢及ヒ其实家ハ、何時ニテモ前ニ受取りタル身価ヲ主家ニ提供シテ、其身ヲ贖回スルコトヲ得。但シ、幼年ノ時ニ取養セラレタル奴婢ニ付キテハ、最初ノ身価ニ相当ノ養育料ヲ添加セサルヘカラス。

奴婢カ他家ノ家長又ハ家族ト婚スル場合ニ、他家ヨリ主家ニ納レタル聘財ハ一面ニ於テ贖身ノ財貨ナルカ故ニ、其奴婢ハ從来ノ身分ヲ脱却シテ、他家ノ家族ト為ル。

買い取られた以上、身価を支払えばまた生家に戻り、隸属的地位から解放されることが、この引用文では書かれているが、その他にも、別の方で買養主から解放されることがあった。忠実に買養主のために働いてその代償として独立が許されるばあいであり、そして買養主が実子がなくて死亡したとき財産の一部を分与して跡目を継がせるばあいとであった。

このキニャータヌの養子とは異なる性格は、今までの説明で了解されるのだが、他方、実子と同一の法的地位を与える養子慣行もタイヤル族にはみられる、と同書は指摘する。その意味での養子を、タイヤル語では、「ピヌユーナオ・ローゼク(交代者・眼)」、あるいは「イーガン・ギュシ(代物・腸)」というが、腸ということで含意するのは腹を痛めた子の代わりという意味に違いないだろう。またとくに親族間で取り養われる養子だけは「ミルガン(同居人の意味)」という、同書は報告している〔臨時台湾旧慣調査会 1915：251〕。

養子縁組の目的は、主として家産の相続にあるようだ。ただし、このような内容を伴った養子の事例ははなはだ少数であるというが、量的多寡の問題は描いておくとして、取養の方法をみると、親族間でのばあいと他人間でのばあいとは異なっていて、他人間の取養は多く売買によるとされる。養子縁組の成立後は、その養子が六・七歳を過ぎて物心を覚える年頃になっていると、他人の子でも親族間の子であっても、実父母のみを「ヤバ(父)」、「ヤヤ(母)」と呼び、養父母に対しては「ママ(おじ)」、「ヤタ(おば)」と称謂するか、あるいは他人間のばあいだと名を呼ぶことさえある。そうすると、親族名称上の位置づけだけを問題にすると、同書がいう養子の概念も、形式的にいえばあいまいにならざるをえないが、実質的には実子同様の法的地位をもつこと、そしてこの点でキニャータヌと決定的に異なることを強調して、ここでも養子という概念を受け入れておくことにしよう。

さて、こうして実子でもないのになんらかの目的で子どもを迎える、養育する慣行は多彩にわたって存在していたのを知ることができた。だが今一度キニャータヌに話を戻しておこう。この種の慣行は、違う報告書でも接することができる。

小泉鉄はタイヤル族の慣習全般を触れた中で、この制度についても論じている。「キニヤタンたるものは多くは売買によって他家に養われ」た「奴僕奴隸に相当する」といい、その生じる原因をいくつか挙げている。それによると、貧困のため、あるいは贖罪の賠償として、そして両親が亡くなつて自活できなくなつたため、他人に養われるようになったという〔小泉鉄 1933: 90-91〕。

この境遇におかれた者は移動の自由もないし、主人の許可なくして結婚できないし、私財も持てない。村中でも、軽蔑され、辛抱しきれないほどの仕打ちを受け、惨めな状況にあったという。同じ慣行はサデック系統の村でもみられ、それはコーリと呼び慣わされていたが、「古への奴隸と何等異なる所はない」ほどの悲惨な立場にあった〔藤井芳吉 1932: 6〕。

他人の子を養育する慣行がタイヤル族に広く分布していることは、この二・三の報告からも推測できる。そして、さきに引用した報告書がスコレク系統のタイヤル族を対象としたものであることは、「キニャータヌ」という語彙表現そのものからわかる。たとえば、スコレク系統の古い村、マシトバオン、マリッパなどの村落では、ケニャータン *qenyatan* と発音しているのに対して、ツオレ系統のマイリナフでは、これと同一系列のことばとしてケンケノチャーン *qen-qenotyan* が聞かれる。マイリナフでのその語彙は「養う」という意味をもつてゐることは確かで、次の例を引き合いに出せば、すぐに了解されるだろう。すなわち、カシノ *qasino* といえば山野の獸一般を指し、シナアナン *sinaanan* (シナパナン *sinapanan*) といえば家畜を指しているのだが、ときとして家畜に対してはケンケノチャーン *qen-qenotyan* という語彙も用いてゐるのである。家畜とは「養った動物」にほかならず、この語が転用されるには十分な理由が見出せるわけである。

このようにみてくると、このケンケノチャーンとは、文字通り訳すと「養い子」という意味になろう。だが、「養い子」というだけでは意味内容があまりにも不明瞭であり、そこでこの他人の子を養う慣行の実状をつぶさにみておく必要がある。

最初に『番族慣習調査報告書』第一巻の記載事項を念頭におきながら、スコレク系統のマシトバ

オン村、マリッパ村方面の例を補足説明しておきたい。そこでは、自己の兄弟姉妹の子を養育するときはケニャータンとはいわず、遠縁の子か、まったくの他人を対象としたときのみ、そう称す。また、実子が何人いても、あるいはいなくても、養い子として迎え入れるのだが、その性格は男女いずれであってもよく、主に子だくさんの貧乏人から金銭で買い取りするのが多かった。その他のはあいとしては、親を亡くした子を迎えることであった。

動機についてみれば経済的な目的が中心であって、畑仕事に従事させるのがふつうであり、それがもたらした効果として、労働力の確保とともに、実子の労働負担をかなり軽減させたことも指摘される。推測される通り、生活待遇は実子との間で格差が設けられ、厳しい境遇におかれていたようだが、勤勉に労働に励んだら、成人したさいにいくらかの畑が分与されたことがあったという。ただし、肥沃な土地は実子の持分となるので、粗放な土地が分与の対象となり、この点でも不遇さが感じとれよう。もし女性のはあいだと、縁談の世話もし、嫁入り道具の少しでも持参させたことがありえたが、このばあいも温情的措置にしかほかならず、実子扱いとは隔たりが激しかった。

この方面の村々では土地の私有が認められていたことは、すでにみておいた〔山路勝彦 1986: 65以下〕。伝統的な生業は焼畑農業であって、その性質上、長期間の連作は不可能であり、したがって移動耕作を伴うことが必至であった。だが、一度開墾した畑には周囲に石を置いて境界の目印としておく慣行が、すでに日本の領台以前に成立していた。休閑地であっても、他人は許可なくして耕作することができず、そして開墾された畑は父から息子へと相続されていくのであって、こうしてみればこの地域には家産の概念がすでに存在していたといえよう。しかしながら、粗放な焼畑農業の段階から推測されるように、家産といつても、さほど規模の大きいものではなかったはずである。

とはいっても、家産の維持には精力が注がれたのであって、この地域では男の跡継ぎがいなければ、兄弟などから養子（ミヤック・ラケ *miyaq laqe*）を迎える、娘だけのときは入り婿（チバ

ヨフ tsibayox) を取らせたりして、家産の維持に務めた。もとより大農業経営は成立していないので、大規模な労働力が必要とされたわけではないが、それでも開墾、伐採、火入れなどには働き手が必要で、そのため労働力が必要とあらば、ケニヤータンを確保しておくことは、便利であったにちがいない。少なくとも、実子の労働を軽減できたことは確かであろう。だが、このような粗放な農業経営の段階で、労働力確保のためだけで他人の子を養うことが行われていたのだろうか。そして、生活の自由がなく、売買の対象になるという事実を強調して、奴婢なる概念を当はめることには、どこまで説得力が見出せるのであろうか。こうした点を念頭におきつつ、次にマイリナフのばあいを検討していくことにしよう。

2 里子慣行の態様

マイリナフ地方での、この種の慣行を論ずるにあたっては、親を亡くした子どもたちの話から始めねばならない。そこで、始めにカイヌット qainut なる語彙の検討をしておく必要がある。このことばは、養育者、保護者がなく生活に困った子ども、つまり孤児を指すけれども、さらに広い用法があって、次のような範疇の子どもたちをも指している。箇条書きにてこの概念を整理してみよう。

1 未だ自活できない成長段階で、父母両方とも失った孤児を指す。この用法はすべての住民が異論なく認めている。

2 母は健在でも、父が亡くなったときに使う。母は再婚し、子どもが置いてけぼりになつて孤児になるときもあるが、連れ子にするときもある。ただし、連れ子となつてもカイヌットと呼ばれる。

3 父が健在でも、母が亡くなったときに使う。おおむね父は後妻を迎えていたのだが、生計の主たる養育者が変わらないので、そのときはカイヌットといわないと説く人もいるけれども、しばしばカイヌットと呼ばれるときもある。

これらの用法のうち、三番目は人によって異なる意見が寄せられるのだが、次にみる事例 1 のよ

うに、その子本人がカイヌットと規定している例があるからして、ここではその人の言説を尊重し、三番目の用法を前二者と同じ範疇に属すと捉えておきたいと思う。その事例とは、以下の内容である。

事例 1 N 女史のばあい

N は四人兄弟の末子で、幼児のときに母を失う。父は後妻を迎え、さらに二人の子をつくり、結局六人の子どもたちは同居。しかし、N ら四人はカイヌットといわれ、惨めな思いをし、周囲からもよく苛められた。異母に養われたということで、本人自身もカイヌットと意識している。N はその異母をヤタ yata (原義は父の姉妹) といい、ヤヤ yaya (母) とは称謂しない。ただし、父の後妻の子たちにはソワイ sowai (弟・妹) という親族名称を適用している。

母を亡くした子どもに対する周囲の目は冷淡で、子どもも仲間からもあからさまに罵倒され、いじめられることも頻繁にあったという体験談はよく聞けるが、N 女史のばあいも例外ではない。父が生存しているのに、ことさら自己をカイヌットと規定するのは、苛められた惨めな体験に由来する点が大きかったからだが、実はこの語彙自体にも「惨め」という意味内容がついているのを忘れてはいけない。たとえば、親不幸とは sum-qainut tso nabakis と表現するが、ナバキス nabakis とはこのばあい親を指し、スムカカイヌットとは「苛める」、「こまらす」の意味である。そうしてみると、カイヌットとは内容本意に捉えると、親を亡くしたことを理由に「苛められた子」という意味になろうが、繁雑な表現を避けるために、本来の日本語の意味とは違うが、ここでは「孤児」と訳してさきに進むこととしよう。

孤児は周囲から冷遇されるにしても、その本人に能力があれば出世の道は開かれている。たとえば、日本統治時代の顔役 (タオケ taoke) に若くして就任した例もあり、ここに個人の能力を高く評価するマイリナフの人間観がうかがえるのだが、本論に話を戻し、養い取りの慣行についてみていく。マイリナフ方言でケンケノチャンというとき、たいていはこうした孤児、とりわけさきの三つの範疇の内の 1 と 2 に該当する孤児を養育

することを指している。その具体的な例は以下に示していくが、とりあえずこのケンケノチャンを「里子」と訳しておきたい。その理由は、圧倒的多数の例が身よりのない子を迎える、育てあげることに主眼点をおいているからであり、実子とは同じ権利・義務の関係が設定されず、養育という面が基本となった取扱いなので、「養子」とも「奴婢」とも区別し、「里子」という概念で捉えることにしたい。さて、事例2は里子慣行の具体例である。

事例2 B=Y 氏のばあい

B (B=Y) 氏は3人兄妹の長男。五歳で父を亡くし、母は子どもを残して再婚、転出。そのため孤児となり、村の有力者ユケ・マヤ氏に養われた (qen-qenotyan ni Yuke · Maya)。彼には息子が一人いたが、病弱で仕事ができず、そこでBを養って仕事をさせようとしたが、とB氏は過去を述懐して語る。Bはそこで育てられ、学校へも行かしてもらった。その後、ユケは亡くなり、その息子が縁談話をまとめてくれた。ただし結納金（当時20円）は自分で稼ぎ、そして結婚後に独立した。独立時には財産をいっさい貰わなかった。

妹二人も当然孤児であり、それぞれ別々に引き取られ、養育された。結婚時の結納金として貰った20円はそれぞれの後見人が受け取った。

これは里子慣行の代表的例であり、B氏の辿った苦労辛酸の半生はおおかたの孤児たちが味わった苦労と同じものである。現在、B氏と後見人のユケの孫とは水田・畠の分割をめぐって口論が絶えない。ユケは生前に重労働の代償として水田譲渡の口約束をしていたというが、彼は亡くなりその口約束は反古になってしまった。現在は彼の孫に約束を果せと迫っているが、その孫は財産は実子が受け取るものと考えていて、まったく相手にしないでいる。

なお、マイリナフ地方にはガミル gamil という、故地からの来歴関係で結ばれた集団が見られたが、里子に出てもガミル所属は変わらない。

事例3 Y=T 氏のばあい

Y (Y=T) 氏は二人兄弟。幼くして父を亡く

し、母は子どもをおいて婚出。二人兄弟は父の弟に育てられた。結納金は自分で作り、結婚後、一年間ほど継父と同居したが、後に独立。そのさい財産は貰わなかった。継父の財産は彼の子どもが受け継いだ。Yは若いときに水田を自力で造成していたので、それを生活の基盤にした。

事例4 H=Y 氏のばあい

H (H=Y) 氏には二人の弟妹がいる。幼いときに父は戦死。母はその後、子どもをおいて婚出したこと、父の弟二人に三人は別れ別れに育てられた。今は都市部に転出したが、父は水田を持っていて、子どもたちはそれを受け継ぎ、生活の基盤とし、おじからは財産を貰わなかった。

事例5 W=R 女史のばあい

事例6 Y=R 女史のばあい

この二人は姉妹である。幼いときに父を失い、母は子どもをおいて婚出。二人の姉妹は父の弟に育てられる。彼はこの姉妹を育てあげ、嫁に出した。結婚したとき、嫁たちは養ってくれたその継父に結納金を出した。

さて、以上の四事例は、父死亡後、母は婚出してしまい、子どもは近親者に引き取られたことで共通している。しかもその近親者からは財産の相続を受けなかったことでも類似している。もっとも二人の女性は、その育てられた家から婚出したのであるが、結納金は養育した近親者が貰い受け、結局、めぼしい財産は貰えなかったことになる。

事例7 T=B 氏のばあい

T (T=B) は五歳で父を亡くす。母は健在だったが、その時点で孤児になったと意識している。母はTを連れて父の弟に嫁ぐ。ただしTは父の弟（継父）をヤバ（父）といわず、従来通りママ（おじ）と呼んでいて、親族名称上の変更は起こらなかった。結婚したとき、そのおじは結納金20円を支払ってくれ、しばらくは異父弟を混えて一緒に暮らしていたが、異父弟が自活できるのを見届けてからは別居した。ただしそのときに、おじからは財産を一切貰わなかった。

Tの後見人が親族関係にある人ということで、

これはさきの四事例と共に通するのだが、財産（水田）の分与がなかった点でも、また同じである。Tによれば、養育者の度量が広ければ実子でなくとも財産の一部は分与するが、たいていは実子が受け継ぎ、里子には与えられないものだ、という。このような事実からして、里子取りの中心的な目的はあくまでも孤児の養育なのであって、したがって実子との区別は厳密になされてしかるべきだという考え方を、この慣行の背景に読み取ることができよう。

事例8 T=T 氏のばあい

T (T=T) 氏は七歳のとき父を亡くす。母は再婚し、妹とともに、すでに三人の子持ちだった繼父に育てられる。幸いなことに T の実父は水田を持っていたので、成長した T はその財産を受け継いで独立し、年老いた母の面倒もみた。

事例9 Y=X 氏のばあい

Y (Y=X) 氏は三人兄弟。父が亡くなったとき、母は三人の子どもを連れて再婚。そこで育てられたが、繼父からの財産分与はない。実父が残した財産を三人の兄弟が分け、それを土台として生活していったのである。

この二例も母の連れ子という点で、事例7と同じである。繼父に育てられたが、財産の譲渡はなかった点でも同じである。だが、偶然にも繼父に子どもがなかったときは、どのようになるか。次は、そうした事例である。

事例10 Y=S のばあい

Y (Y=S) 氏は幼くして父を失う。母が再婚したときに一緒に従う。しかし繼父には子どもがなく、Y をたいへん可愛がり学校に行くとき弁当もこしらえてあげたほどだった。その繼父も亡くなり、母は再度、婚出。しかし Y は繼父の家にとどまる。まだ小さかったので、近隣が何かと世話を焼いたけれども、成長し、結局は繼父の財産を受け継ぎ、生活した。その恩義のため、繼父の墓の面倒を彼は忘れていない。

繼父に子がないために、この里子は財産の取得に恵まれた。しかしこのばあいは、跡取りを確保し、財産を相続させるのが目的ではなく、たまたま母が再婚した先方には子どもがないという

偶然性があり、そのため財産を取得したというのが適切であろう。

さて以上までは大黒柱を失って路頭に迷った子どもをいかに養うかという事例であった。そして村人に従えば、このような孤児の救済こそが、この養い取りの慣行の基本的な目的だったことになる。確かに今までにみてきたのは、自活できない子どもの世話を他人がみるということであって、しかも迎え入れられた子どもは実子としての地位が認められていない事実にこそ、この慣行の特徴があった。

だが、今までのとは違う性格を帯びた事例も若千ながら存在している。以下の事例は孤児を養育したわけではないので、いささか異質であり、また動機においても今までと違った性質を帯びている。ひとまず記してみよう。

事例11 B=K 氏のばあい

現在、都市に転出している B (B=K) 氏は近隣の T 村生れ。実父母に育てられたので孤児ではない。しかし祖母がマイリナフの男と再婚したとき、その相手には子どもがいなかつたので、B を連れて行き、そこで育てた。他人に育てられたので里子と考えられている。

そして繼祖父の財産は B が受け継いだ。

この事例は財産の相続を目的としたというよりも、繼祖父の子ども欲しさという個人的な願望が先だった養い子の例である。もっとも、この事例は、さきの事例10とともに財産の譲渡を受けていて、あたかも実子同然の養子のごとき印象がもたれる。だが、ここでは、子ども欲しさという原因があったという背景を考えねばならないだろう。

この他にも、次のように、他人の子どもを養うにもまた違った意味を与えているばあいがある。

事例12 R=B 女史のばあい

R (R=B) 女史は、近隣の村出身。小学校三年のときに貰われて別の村に行く。養家には娘が一人だけで、さらに女の子が欲しかったからという。成長し、持参財も調達してもらって、そこからこの村へ嫁入りした。結婚式は男側でなされ、その後女側で返宴がもたれたが、その返宴は養家でもたれた。結納金は実家と養家で折半した。なお B は、実父母のみヤバ（父）、ヤヤ（母）と称し、養家の後

見人にはママ（おじ）、ヤタ（おば）と称謂している。

このB女史は孤児ではないし、したがって今までとは違った理由のもとで里子に出されている。話者の語るところによると、子どもの性別が著しくどちらかに偏るのは、子どもの成長にとって好ましくないので、これを避けるために養い子を迎える例が出てくる、ということである。しかし、それなら、実子とまったく同じ扱いになるかといえば、そうともいえないようである。事例12のはあいは、実家と養家、実父母と養父母とは、はっきりと峻別し、自己のおかれた地位についてはっきりと認識していたのである。もっとも、赤子の段階で取養すれば、親はその子に特別の愛着を抱くだろうし、そして我が子と同じ扱いをするかもしれない。しかし物心ついた後は、育ててくれたことには恩義を感じつつも、養家と実家との違いを知り、自分の地位についてしっかりと自覚するものだ、とすべての村人は述べている。

さきに引用した『番族慣習調査報告書』では、子どもを売買によって譲渡する例もみられた。ふつう、近親者が引き取るときは金銭関係が入りこむ余地はないが、他人の、しかも貧乏人から引き取るときは金銭絡みのばあいがみられ、とりわけ、子沢山の貧乏人は子どもを生んでも育てきれないで、子どもを売って育ててもらうことがこのマイリナフでも公認されていた。次の事例13は、売買契約が成立する直前で破談になった例であり、筆者の滞在中に起こった話である。そのときの子どもを買い取ろうとした主旨は性別比との関係であったのだが、以下、記してみよう。

事例13 K=Y 女史のばあい

隣村のB氏に最近、五女が生れたが、その子は病弱で、おまけにBは貧困だったので、誰かに面倒をみてもらいたがっていた。K（K=Y）女史は娘がなく、ちょうど女の子が欲しかったので、その五女を金銭で買い取ろうとした。だが、交渉の最後の段階で夫が難色を示し、交渉は失敗した。五女はすぐ後で別の人へ買い取られた。

金銭取り引きによる子どもの売買は決して多くはないけれども、子沢山の貧乏人が生活に困ったときしばしば行われるというし、この行為は村人

から決して忌避されてはいない。この金銭で売買するという事実こそが、『番族慣習調査報告書』の著者をして、奴婢と規定づける根拠となつたのであろうが、上にみたマイリナフの事例では、子どもの性別比との関わりで買い取りが目論まれたのである。

さて、事例13を除いて、以上までが現在でも元気に活躍しているマイリナフの里子たちである。マイリナフには昭和11年に移住村が新設されたが、それを除くと古くからの村落は二つで、その両者を足しても四十余戸程度しか戸数はない。このような小規模な村落なので、ここに収録した事例の母数はそもそも低くならざるをえないし、それゆえ、ここに挙げた数値は不安定さはまぬがれない。とはいっても、いくつかの範疇化は可能であると考える。さしあたり、里子を取養する目的について、次のように整理しておこう。

- 1 孤児を救済するため
- 2 労働力の確保のため。
- 3 子どもの性別比を考えて。

里子慣行が行われるのはこれらの原因がいくつか重なったためなのだが、次にそれぞれを順番に説明してみよう。

養い子の大半がカイヌット、つまり孤児であり、その養育のためとする事例が圧倒的に多かったのは、この慣行の主旨が孤児の養育にあったことを物語っている。この孤児についてのマイリナフ住民の見解はすでに紹介しておいたとおり、それは広義には、両親もしくは片親を亡くした子どもを意味していた。しかしながら里子というときは、実父以外の男に育てられることがその概念の成立する条件であり、それゆえ、事例1のはあいは、母を亡くしたとはいえ父は健在だったので、里子とはみなされていない。

実父が強調されるのは、それなりの理由がある。嫁入り婚を建前としているこの社会では、父こそが生計の糧を支える大黒柱とされていて、この大黒柱を失うことは直ちに生活の困窮につながってしまうからである。母は再婚する可能性があり、そして小さい子どもをもつような若い母はほとんどすべて再婚するのが目にみえており、そうしたら、子どもの運命は連れ子となるか、まったくの孤児となるかであり、いずれにしても小さ

い子が生きていくにはどうしても他の男性の養育を受け入れざるを得なくなる現実がある。

養育者と被養者との関係をみると、必ずしも親族関係の有無が前提になっているとは限らない。ただ、母が子を置いて再婚し、子どもが置きざりにされると、その子どもの一番の近親者に扶養する義務が生じる。これは高齢者の扶養についてもいえることであって、親族関係が相互扶助の原則を体現するものである以上、当然の結果であろう。

養育者に実子がいるかどうか、また被養者が男か女かも、孤児を救済する目的であれば問題にされない。事例2は実子がいるのに、さらに親族関係のない孤児を引き取った例であった。そして、そのときの理由が労働力の補充にあっただろうと考えられていることも、みておいた。

取養するときの二番目の目的として、労働力の確保を掲げておいたが、この事例2の中に読みとれることができよう。この種の目的、つまり労働力の補充のための取養は、『番族慣習調査報告書』の記述にもみるように、かなり広範囲にわたってみられるようである。しかしながら、ここマイリナフでは果たしてそれが主目的であったのであるか。水田耕作の展開される以前、ここでは土地の私有化も、大土地経営もなかったのであり、剩余生産とは無縁な生活を送ってきた粗放な焼畑耕作の時代に、つねに労働力を拡大していくという考えは不必要であったはずであろう。となれば、労働力の確保を目的とするのは、それが一般的にいって主目的だからというよりも、個々の家庭の事情によるというべきだろう。

子どもの性別比も大切な要因にちがいない。事例としては少数には違いないが、それでもこの名目で行われていることは確かである。だが、このようにして取養された子どもたちは、孤児として、あるいは厄介者として取養されたわけではないので、実子と同じように可愛がられたことであろうが、そうだとしても実子と同等な法的地位が設定されていたという根拠を探すのは難しい。そのことは事例12から推察されるだろう。

里子取りにはいくつかの原因があったし、ときとしてその原因がいくつか重なってとり行われたばあいもある。ただ、こうした中にあって、少

数ながら金銭による売買がみられるのは注目されるし、過去にもそれはあったという。金銭で買われた子どもはその家の労働に励んだことだろうし、そして成長した暁には、養い親から独立していくことだってありえたであろう。だがマイリナフでは、とくに水田耕作の始まる以前では、私有財として挙げられる物質は家庭用品と衣服程度であったからして、実子や養い子を問わず、もともと財産分与として何かめぼしいものが与えられたわけではなかった。

こうした状況を背景とするとき、金銭で買い入れた子の労働がきつければ、そのきつさだけを見ると、あたかも奴婢のような印象を与えるだろうし、また他方、周囲から慈愛の目で育てられれば、まるで実子と区別がつかず、養子の如き印象を与えることだろう。だがいずれにしても、本来は養育に目的がおかれていたことを思えば、この二つの側面は特別の粉飾を凝らし鏡の上に乱反射した里子の姿に他ならない、というべきだろう。

3 儀礼的後見人 と「子どもを買う」慣行

マイリナフの里子慣行の一番大きな目的は孤児を取養し救済することにあったが、その事実から知れるように、孤児たちは生活に困窮し悲惨な状況におかれていた。しかし悲惨な状況に子どもたちが転落するのは、なにも親を失ったときだけではない。病気にかかり、脆弱な身体を横たえている光景もまた悲惨な感情を呼び起す。

小さい子どもが病気に襲われ、危機的状態にあるとき、儀礼的な後見人を得ることによって、その危機を乗りこえようとする慣行がタイヤル族では行われている。マイリナフ地方では「子どもを買う」(mabainai olaqe 買う・子ども)と称されている慣行である。この地方では、子どもが病氣すると、悪運を払いのけ幸運を得るために改名することがよくある。病気もしないし、幸運を呼び込みそうな誰かに「赤子(の名前)を買って貰う」ことによって、そうした不幸を回避しようとする儀礼的行為が行なわれるのである。名前を買うことは、あたかも命を買うことに匹敵し、それゆえ以後、「買い手」と「買われ手」とは特別な社会関

係におかることになる。

里子の慣行とこの「子どもを買う」慣行とは決定的に異なる。里子について論じたさい金銭による売買の事実を述べたが、ここでいう「買う」とは儀礼的、もしくは名目的な表現である。里子は養家に取養されるのだが、この慣行は居住の移動は起こらず、当の子どもは親と一緒に暮らし続けたままである。里子は養育に目的がおかれているが、この慣行は病弱な子どもの治癒に目的がおかれていて、なによりも儀礼的な慣行である。

次の事例は、この慣行の内容をよく伝えているので、紹介しておこう。

事例14 T=T 氏のばあい

T (T=T) 氏は二歳のとき病気で痩せ衰え、死にそうだった。そこで、親は K 氏に丈夫にしてくれるように頼んだ。K は米、着物、お金をもって訪れ、病気治癒を祈り、そして T と改名した。それ以後、子どもは元気になり、半年ぐらいたった頃、親に連れられて、肉、酒、餅などを持って挨拶に来た。

それ以後、T は K に恩義を感じ、何か事があるたびに顔を見せに来た。K もたいそう可愛がり、結婚したときに結納金の一部をも負担した。やがて K は死去したが、他界する前に彼の末男子 (Y) に世話を焼くよう頼んだので、T は以後、Y とこの儀礼的関係を続けることになった。T は生きている限り、その末男子 Y にも恩義を感じなければならぬというのが、この地の定めである。

K が当時二歳の T にした行為はマバイナイ、つまり「買う」ということであったが、じっさいは新しい名を受け、病気の治癒を祈ることだけだった。いわば、呪術的行為によって病弱の子どもの健康を取り戻すことにこの慣行の主眼点がおかれており、その結果、丈夫になれば、子どもとその後見人との間には終生にわたって儀礼的な交際関係が生じていく。子どもが健在なのに、後見人が他界すれば、その後見人の息子の誰かがこの関係を受け継ぎ、こうしてその子は一生にわたってこの儀礼的関係を保ち続ける。

後見人の役割が特定の人物のみに集中するわけではないが、それでも信望を得ている人でなけれ

ば、こうした後見人にはなれない。Y 氏はその信望を得ている一人であって、いく人かの子どもの後見人になっている。次の三例は、いずれも Y 氏が絡んだ話である。

事例15 K=T 氏のばあい

K (K=T) は生後一ヶ月もたたないうちに病氣し、死にそうになった。医者にみても駄目だし、呪医に見てもらっても処置なしで両親は誰かに「買って」もらうよりもしかたないと思い、Y に頼んだ。Y は米、酒、肉、着物を持参し、そして生後まもなく名も付いていないその赤子に、K と名前を付けた。以後、病氣は直り、今でも恩義があるからといって、K は Y 夫婦をママ（おじ）、ヤタ（おば）と呼び、何か機会あるたびに挨拶に出掛けている。

事例16 I=S 女史のばあい

I (I=S) は生れて一ヶ月の頃、体がまひした。Y に頼んで「買って」貰い、I と名付けてもらった。以後、元気になった。

事例17 K=T 氏の子どものばあい

これは失敗した例である。親戚の K=T の子が未熟児で生まれた。そこで Y が「買う」よう依頼を受け、米、着物、肉、塩を持参して「買い」に行った。しかし一週間もしないうちにその子は亡くなった。

Y 氏についていえば、呪医でも、巫者でもないし、特別の超能力をもっているわけではないが、親がこの種の呪的行為に長けており、それが原因で Y 氏自身も周囲から期待されていたようである。いずれも、子どもが死に直面するような危機的状況のもとにあって、それこそ最後の頼みとして一身に期待を背負い込み、そして子どもの平安を祈ってあげ、治癒を祈願したのである。

ただし、子どもが危機的状況に陥るのは病気をしたときだけではない。双子として生まれたときも、やはり危機的状況にあると考えられている。たとえば、次の例をみておこう。

事例18 M=B 氏の子どもたちのばあい

M (M=B) に男女の双子が生まれたのは、もう十数年前のことである。一ヶ月のお祝いの後、息子は T 氏に、娘は B 氏に頼んで名を付けて貰い、不吉を祓った。

旧慣時代では、双子の誕生は不吉なものとされ、生まれて直ぐ殺してしまったと伝えるけれども、M氏の世代ではこのような習慣はすでに消滅していた。しかし双子に対する特別な感情は残っていて、これよりする不吉感を祓い拭うために、健康な人に「買ってもらう」ことを依頼したのである。「買う」といっても、やはり名前を付けて貰うことにはすぎないのだが、それでもこのような呪的行為によって子どもの生存が守られていくことは、前記した事例と変わりはない。

子どもを取巻く環境は、波風の立たない平坦な世界では決してない。親がいなければたちどころ

に困窮してしまうし、保護者がいても病気に襲われれば、明日の命もおぼつかない。こうした危機的状況から身を守るための工夫こそ、マイリナフの住民は様々に凝らしてきたのである。

引用文献

- 藤井芳吉 1932 「タロコ族に残されたる『コーリ』の慣習とその救済策」『理蕃の友』第1年11月号。
小泉 鉄 1933 『台湾土俗誌』 建設社。
仁井田陞 1942 『支那身分法史』 東方文化学院。
臨時台灣旧慣調査会 1915 『番族慣習調査報告書』 1卷, 台北。
山路勝彦 1986 「タイヤル族の慣習法と贖罪、祭祀および共同体」『関西学院大学社会学部紀要』53号。